

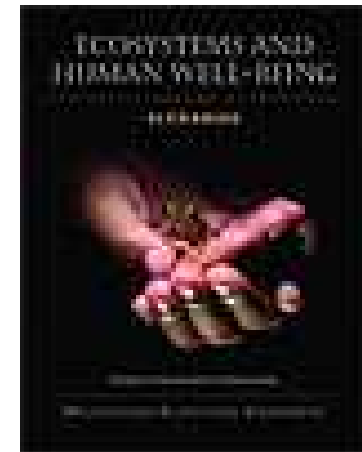
ポスト2020生物多様性枠組及び 次期生物多様性国家戦略の検討状況 の概要

ミレニアム生態系評価(MA)の概要

2001年から2005年にかけて行われた、地球規模の生物多様性や生態系に関する評価である**ミレニアム生態系評価(MA)**は、生態系に関する大規模な総合的評価としては世界で初めての取り組み。生態系の変化が人間の生活の豊かさ(human well-being)にどのような影響を及ぼすのかを示し、生態系サービスの価値の考慮などを提言。

人為的な生態系の変化

- ・過去40年間で、河川や湖沼からの取水量が倍増
- ・1945年以降に、18世紀と19世紀を合わせたよりも多くの土地が耕作地に転換され、地表面の約1/4が耕作地化
- ・1980年頃以降、35%のマングローブが失われ、世界のサンゴ礁の20%が破壊され、さらに20%が極めて質が悪化、もしくは破壊
- ・人間活動により、すべての自然のプロセスを加えたよりも多量の生物学的に利用可能な窒素を生産
- ・窒素の海への流入量は1860年の2倍
- ・海産魚類資源の少なくとも1/4は漁獲過多



多様性の喪失

- ①人類により引き起こされた絶滅速度は、自然状態の約100~1,000倍。
- ②次の世紀までに、鳥類の12%、ほ乳類の25%、両生類の少なくとも32%が絶滅。

生態系サービスの変化を評価

- ①生態系サービス「提供」「調節」「文化」「基盤」の24項目のこれまでの状況进行评估。
- ②24項目のうち、4項目のみ(穀物、家畜、水産養殖、気候調節)向上。15項目(漁獲、木質燃料、遺伝資源、淡水、災害制御など)が低下。

IPBES※による生物多様性及び生態系サービスに関する評価概要

※生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services
 生物多様性及び生態系サービスの現状や変化を科学的に評価し、政策提言を含む報告書を作成（生物多様性版のIPCC）

地球規模評価報告書(2019)のポイント

- 自然がもたらすもの※は世界的に劣化し、自然変化を引き起こす要因は過去50年間に加速。
- このままでは、生物多様性保全と持続可能な利用に関する国際的な目標は達成できず、目標達成に向けては（間接的要因に働きかける）横断的な「社会変革（transformative change）」が必要。

①自然がもたらすもの(NCP)※は世界的に劣化。

※自然がもたらすもの(Nature's contributions to people)は、IPBESにおいて生態系サービスとほぼ同義の用語として使用。自然がもたらす負の影響も含まれている。

②自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は、過去50年の間に加速。地球規模で自然の変化に大きな影響を与えている、直接的な要因:(1)陸と海の利用の変化、(2)生物の直接的採取、(3)気候変動、(4)汚染、(5)外来種の侵入
間接的な要因:(1)生産・消費パターン、(2)人口動態、(3)貿易、(4)技術革新、(5)地域から世界的な規模でのガバナンス

③このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されない。

しかし、経済・社会・政治・科学技術における横断的な**社会変革(transformative change)**により、2030年そしてそれ以降の目標を達成できる可能性。

④**社会変革(transformative change)**を促進する緊急かつ協調的な努力が行われることで、自然を保全、再生、持続的に利用しながらも同時に**国際的な社会目標を達成**できる。

社会変革(transformative change)のイメージ

とりわけレバレッジ・ポイントに適用されるスマートな政策の組み合わせを含む、統合的、適応的、且つ、情報を基にした、包括的ガバナンスアプローチ



地球規模の持続可能性のための「全社会の変革」を表す図 (Figure 9.より)

地球規模生物多様性概況第5版(GB05)(2020/9)のポイント①

- 「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」の最終評価として生物多様性条約事務局が各締約国の「国別報告書」とIPBESアセスメント等をもとにまとめたもの（2020年9月15日公表）。
- ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標で完全に達成できたものはない。
- 2050年ビジョン「自然との共生」の達成には、「今まで通り（business as usual）」から脱却し、社会変革が必要。

愛知目標の評価

①愛知目標の20の個別目標のうち完全に達成できたものはないが、6つの目標が2020年の達成期限までに部分的に達成と評価。

※20の個別目標に含まれる60の「要素」の内、

- 7要素が達成
- 38要素が進捗
- 13要素が進捗がなかったか後退
- 2要素の進捗は不明とされた。

②未達成の理由として、愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要なとされる内容と必ずしも整合していなかったことを指摘。

戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処

- 目標1：生物多様性の価値と行動の認識
- 目標2：生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合
- 目標3：有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用
- 目標4：持続可能な生産・消費計画の実施

戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

- 目標5：森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少
- 目標6：水産資源の持続的な漁獲
- 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理
- 目標8：汚染を有害でない水準へ
- 目標9：侵略的外来種の制御・根絶
- 目標10：脆弱な生態系への悪影響の最小化

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善

- 目標11：陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全
- 目標12：絶滅危惧種の絶滅が防止
- 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化

- 目標14：自然の恵みの提供・回復・保全
- 目標15：劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献
- 目標16：ABSに関する名古屋議定書の施行・運用

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化

- 目標17：国家戦略の策定・実施
- 目標18：伝統的知識の尊重・統合
- 目標19：関連知識・科学技術の向上
- 目標20：資金を顕著に増加

愛知目標と達成状況：部分的に達成した目標：6（黄色囲み）、未達成の目標：14（赤囲み）

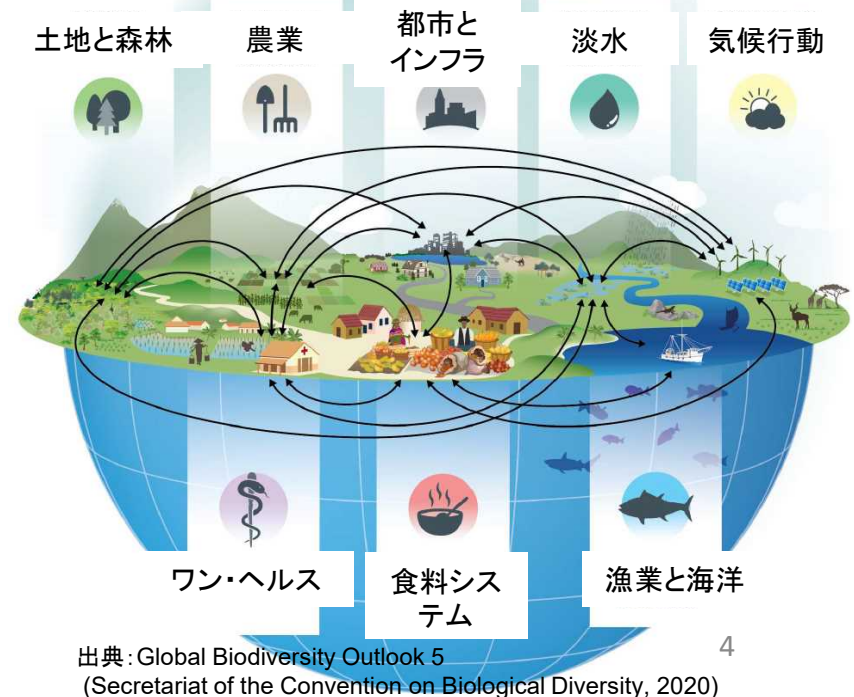
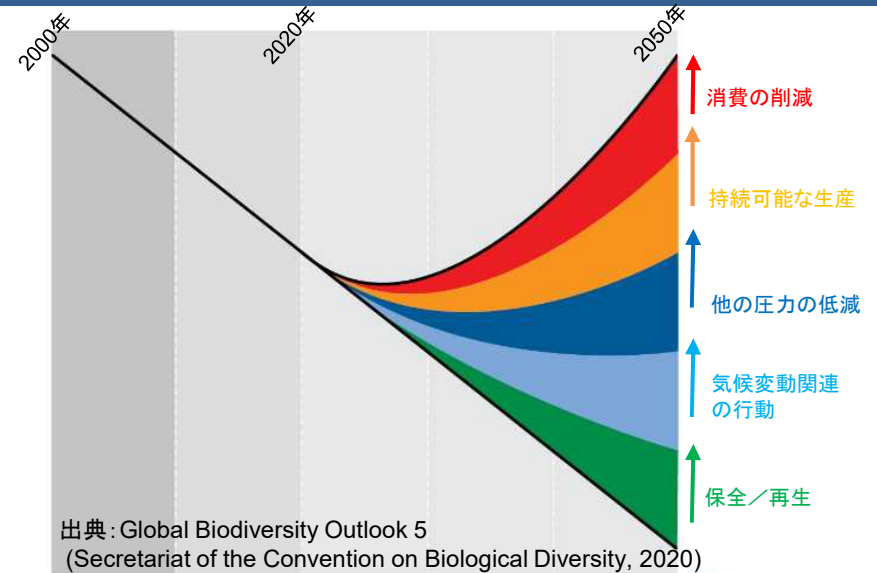
地球規模生物多様性概況第5版(GBO5)(2020/9)のポイント②

生物多様性の損失を低減し回復させるための行動

- ・「今まで通り(business as usual)」からの脱却、社会変革(transformative change)が必要。
- ・個別ではなく連携した対応が必要。
- ・これにより、生物多様性の低下を止め、増加に転じさせることで、2030年以後に生物多様性のネット・ゲインを実現する可能性を指摘。

2050年ビジョン達成に向けて移行(transition)が必要な8分野

- ①土地と森林・・・生態系の保全・再生
- ②持続可能な淡水・・・水質改善、侵略的種防除、連続性の確保
- ③持続可能な漁業と海洋・・・海洋及び沿岸生態系の保護・再生、漁業再建、水産養殖業の管理
- ④持続可能な農業・・・アグロエコロジー等の農業システムの再設計、生物多様性への悪影響を最小限にした生産性向上
- ⑤持続可能な食料システム・・・肉と魚の消費を抑えた植物主体の食生活、廃棄物の大幅削減
- ⑥都市とインフラ・・・「グリーンインフラ」の展開、都市及びインフラの環境フットプリント低減
- ⑦持続可能な気候行動・・・化石燃料の段階的かつ速やかな廃止、自然を活用した解決策(NbS)
- ⑧生物多様性を含んだワン・ヘルス・・・生態系や野生生物の利用を管理し、健全な生態系と人の健康を促進



ポスト2020生物多様性枠組 検討スケジュール

会議	議題	日程	開催地	
アジア太平洋地域会合	・ ポスト枠組の検討が本格的に開始	2019年1月	名古屋	要素検討 フェーズ
公開ワーキンググループ (OEWG) 1	・ ポスト枠組の範囲・構造	2019年8月	ナイロビ	
科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA) 23	・ ポスト枠組の科学技術的なエビデンス	2019年 11月20-29日	カナダ モントリオール	2020年1月 ゼロ・ドラフトの公開
公開ワーキンググループ (OEWG) 2	・ ゴール及びターゲット	2020年2月	ローマ	2020年5月 国際生物多様性の日
地球規模生物多様性概況第5版 (GBO5)	・ 愛知目標の最終評価	2020年9月15日	オンライン	2020年7月 IPBES パンデミックと生物多様性 ワークショップ
SBSTTA24・SBI3非公式 バーチャルセッション	・ 生物多様性と健康、ワンヘルスアプ ローチ	2020年12月	オンライン	2020年8月 0.2ドラフトの公開
SBSTTA24・SBI3非公式 バーチャルセッション	・ ポスト枠組 (数値目標への助言等)	2021年2月17-19,24- 26 (SBSTTA24) 3月8-12,14 (SBI3)	オンライン	数値・指標検討 フェーズ
SBSTTA24・SBI3	・ ポスト枠組 (数値目標への助言等)	2021年第1四半期 (予 定)	カナダ	
OEWG3	・ 枠組に関する最終検討 ・ COP15で議論するドラフトの採択	2021年第2四半期 (予 定)	コロンビア カリ	最終検討 フェーズ
COP15	・ ポスト枠組の採択	2021年第2四半期 (予 定)	中国 昆明	

2020年1月
ゼロ・ドラフトの公開

2020年5月
国際生物多様性の日

2020年7月 IPBES
パンデミックと生物多様性
ワークショップ

2020年8月
0.2ドラフトの公開

2020年9月
国連生物多様性サミット

2021年9月3日-11日
IUCN-WCC

ポスト2020生物多様性枠組 検討状況

- 次期枠組みの議論は、愛知目標をベースに進められている。
- 目標設定について、条約3目的（保全、持続可能な利用、遺伝資源利用の利益配分）のバランスを重視。
- 愛知目標と比べ、数値目標が増加、社会・経済活動に関連する目標が充実・強化。
- 目標設定のみならず、その実施強化のための方策（資金、モニタリング・評価等）も重視。
- 野心的な目標設定を目指す一方で、実現可能性の観点から慎重な意見もある。

● 目標設定に関する検討状況

- 数値目標が増加(3個→13個(0.2ドラフト))、社会・経済活動に関連する目標が充実・強化。
- 保護地域、種の回復、外来種等の保全の強化は、現時点で大きな対立はない。
一方、海洋保護区、汚染等は、実現可能性の観点から慎重な意見もある。
- 社会・経済活動は、IPBES等の指摘を踏まえて、多くの締約国が目標設定の必要性を指摘。
一方、CBDのマンデートを越えるとして一部の途上国は強く懸念。指標やベースラインの議論が必要。
- 資金及びABSは先進国と途上国で大きく対立。特に、ABSにおけるゲノム情報(デジタル情報(DSI))も利益配分の対象とするか否かは、他の議論とのパッケージ・ディール化が予想される。

● 実施強化に関する検討状況

- モニタリング・評価の仕組みは、グローバルストック・テイクの導入をはじめ、改善が必要。
特に、グローバル・ストックテイクの対象になる目標、指標、ベースラインの設定は重要な論点。6

ポスト2020生物多様性枠組 0. 2次ドラフト*の構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール(A~D) 及び2030年マイルストーン

(A) 生態系[x%]増、絶滅危惧種[x%]減、
遺伝的多様性が維持

- (i) 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも[5%]増加
- (ii) 絶滅の恐れのある種の数[x%]減少、種の個体数が[x%]増加

(B) 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化

- (i) 少なくとも[X]百万人のための持続可能な栄養、食料安全保障、飲料水アクセス、災害へのレジリエンスに貢献
- (ii) グリーン投資、国家勘定における生態系サービスの価値評価、公共・民間部門における財務状況の開示

(C) 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分

- (i) ABSの仕組みが全ての国で確立
- (ii) 配分された利益が[x%]増

(D) 実施手段の利用可能性の確保

- (i) 2022年までに、~2030年までの
- (ii) 2030年までに、~2040年までの
各々実施手段が特定またはコミットされる

2030年ミッション

地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

2030年ターゲット(取るべき行動)

(a) 脅威の縮小

- 1.陸域/海域の[50%]以上を空間計画下に置き、自然生態系の[x%]再生を可能にする。
- 2.陸域/海域重要地域を中心に[30%]保護
- 3.種の回復・保全、野生生物との軋轢[x%]減
- 4.種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
- 5.外来生物侵入率[50%]減少、優先度の高い地域での影響[50%]減少
- 6.富栄養化[x%]、殺生物剤[x%]、プラ廃棄物[x%]削減を含む、汚染物の人及び生物多様性に有害とならない範囲までの低減
- 7.NbS、Ecosystem-based Approachesによる緩和・適応、防災・減災の増加

(b) 人々の要請に応える

- 8.種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、生計、健康、福利の確保
- 9.農業生態系等のレジリエンスと持続可能性を支えることにより生産性ギャップ[50%]減
- 10.NbS、Ecosystem-based Approachesにより[x百万人]にとっての大気、災害、水の質と量の調節に貢献
- 11.緑地、親水空間へのアクセス[100%]増加
- 12.ABSにより保全・持続可能な利用に配分される利益を[x]増加

(c) ツールと解決策

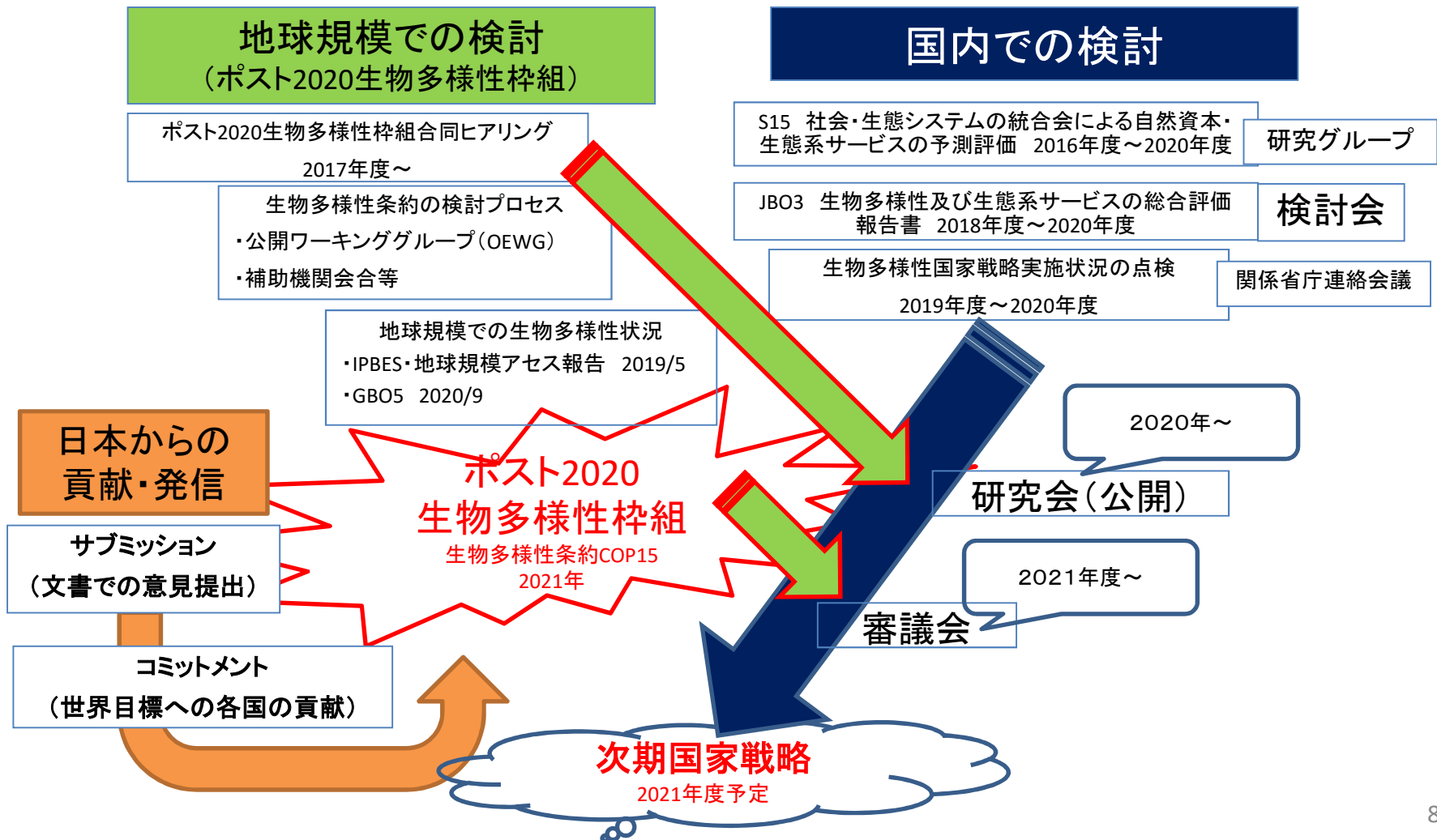
- 13.計画、政策、会計、開発プロセスへの生物多様性の価値の主流化、影響評価への統合
- 14.持続可能な生産、サプライチェーンにより経済活動の影響[50%]削減
- 15.持続不可能な消費をなくす
- 16.バイオセーフティー 措置の確立・実施により影響を[x]削減
- 17.最も有害な補助金[x]削減、その見直し。奨励措置の生物多様性への有益性又は中立性の確保
- 18.国内・国際資金[x%]増加、能力構築、技術、科学協力
- 19.啓発、教育、研究により、伝統的知識を含む質の高い情報の生物多様性管理への利用の確保
- 20.生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

実施サポートメカニズム
実現条件
説明責任と透明性
アウトリーチ、啓発

※赤枠は
数値目標

次期生物多様性国家戦略策定のプロセス

- 第5次環境基本計画を踏まえ、国際的な議論（ポスト2020生物多様性枠組の検討）と国内での調査・研究（将来予測評価、生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO3）、生物多様性国家戦略2012-2020の点検等）を踏まえつつ、検討を進める。



生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)のポイント

- 日本の生物多様性の「4つの危機」(※1)は依然として生物多様性の損失に大きな影響を与え、生態系サービスも劣化傾向にある。これまでの取組により、生物多様性の損失速度は緩和の傾向が見られるが、まだ回復の軌道には乗っていない。
- 将来の気候変動等にも耐えられるように、生態系の健全性の回復を図ることが重要。 OECM (※2) 等により生態系のネットワークを構築することが有効。
- 生物多様性の損失を止め回復に向かわせるためには、新たな視点での施策の展開が必要。 自然を基盤とする解決策 (NbS (※3)) により気候変動を含む社会課題への対処を進めることや、社会・経済活動による影響への働きかけも含めた総合的な対策により、「社会変革」を起こすことが重要。
- 社会変革に向けた万能な解決策はないものの、幅広く効果が見込める対策と、特定の危機に効果的な対策がある。地域資源の活用による豊かでレジリエントな自然共生社会を目指し、自立・分散型社会の要素を取り入れることが重要。

(※1) 4つの危機

わが国の生物多様性が直面している危機は、生物多様性国家戦略において次の4つに分類整理されている。第1の危機：開発など人間活動による危機、第2の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機、第3の危機：人間により持ち込まれたもの（外来種等）による影響、第4の危機：地球環境の変化による危機

(※2) OECM : Other Effective area-based Conservation Measures

民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域による生物多様性の保全手法。

(※3) 自然を基盤とする解決策NbS : Nature-based Solutions

生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) やグリーンインフラなど、自然を基盤として社会の諸課題を解決していくアプローチを包含するコンセプト。